

平成30年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3576

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B155	未熟児等対策費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	未熟児等対策費	
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	母子保健法第8条、第20条、埼玉県妊娠中毒症等療養援護費支給要領		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保			
					分野施策	020307 地域医療体制の充実			
1 事業概要				5 事業説明					
<p>未熟児は成熟して出生した児に比べて疾患にり患しやすく、死亡率が高いだけではなく心身の障害が残ることも多いことから、出生後速やかに適切な処置をとることが必要である。そのため、入院養育を要する未熟児に医療給付を行い、健全育成を図る。</p> <p>また、妊娠中毒症は放置すると心身障害児の出生原因となり、時には妊婦を死亡させるため、り患した妊婦の療養援護をすることにより母体の保護を図る。</p> <p>(1) 未熟児養育医療 128,975千円 (2) 妊娠中毒症等療養援護費 100千円 (3) 事務費 839千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 未熟児養育医療 入院養育を要する未熟児に医療の給付を行う。給付は市町村が行い、県はその費用の1/4を負担する。 128,975千円</p> <p>イ 妊娠中毒症等療養援護費 妊娠中毒症にり患した妊婦の療養援護をする。 100千円</p> <p>ウ 事務費 市町村における事業を円滑に進めるための経費 839千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 県内63市町村が実施主体となり、事業を実施する。</p> <p>イ 県が事業を実施する。(さいたま市・川崎市・越谷市・川口市を除く)</p> <p>(3) 事業効果 未熟児及び妊産婦の死亡、障害等を未然に防止できる。</p> <p>(4) その他</p> <p>未熟児養育医療は、権限移譲により、平成25年度から市町村が実施している。</p>					
2 事業主体及び負担区分									
(1) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4									
(2) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
(区分) 衛生費 (細目) 母子保健費									
(細節) 母子保健費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.4人=3,800千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金・負担金						
決定額	129,914	23	17				129,874	6,097	
前年額	123,817	79	18				123,720		